福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回運営小委員会

1 日 時 : 令和6年6月10日(月) 10:00~11:50

2 会場: 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数3人)

高田 亜朱華

平井 佐和子

丸谷 浩介 (委員長)

【労働者代表委員】3人(定数3人)

河村 敏昭

小陳 武志

長嶋 良昭

【使用者代表委員】 2人(定数3人)

庄崎 秀昭

松本 恭子

【福岡労働局】 田村 労働基準部長

渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 福岡県地方最低賃金審議会運営小委員会規程(案) について
- (2) 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改正決定審議】(案) について
- (3) 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県特定最低賃金改正 決定必要性の有無】(案) について
- (4) 今後の審議日程について
- (5) その他

5 審議内容

賃金指導官

時間より少し早いですが、ただ今から「令和6年度福岡地方最低賃金審議会第 1回運営委員会」を開催させていただきます。本日の小委員会は令和6年度初め ての会議となりますので、進行はまず事務局で進めます。

私は地方賃金指導官の清水と申します。よろしくお願いします。

新たに委員となられました庄崎委員への辞令につきましては、庄崎委員の席に 配付しております。これをもって、辞令の交付に変えさせていただきます。

また、本日ご出席の委員につきましては、資料No.1「福岡地方最低賃金審議会第53期運営小委員会名簿」の通りでございます。

なお、吉岡委員につきましては、本日ご欠席の旨連絡をいただいております。

賃金指導官本日、ご出席の委員を名簿順に紹介させていただきます。

公益代表委員であり委員長代理の高田亜朱華委員でございます。

高 田 委 員 高田です。よろしくお願いいたします。

賃金指導官 平井佐和子委員でございます。

平井委員 よろしくお願いします。

賃金指導官委員長の丸谷浩介委員でございます。

丸 谷 委 員 丸谷です。よろしくお願いいたします。

賃金指導官続きまして、労働者代表委員の河村敏昭委員でございます。

河 村 委 員 よろしくお願いいたします。

賃金指導官
小陳武志委員でございます。

小 陳 委 員 はい小陳です。よろしくお願いいたします。

賃金指導官 長嶋良昭委員でございます。

長嶋委員 長嶋です。よろしくお願いします。

賃金指導官 次に使用者代表の庄崎秀昭委員でございます。

庄崎委員 庄崎です。よろしくお願いいたします。

賃金指導官 松本恭子委員でございます。

松 本 委 員 松本でございます。よろしくお願いします。

賃金指導官 委員の皆様、ありがとうございました。

次に、事務局にも人事異動がありましたので改めてご挨拶いたします。

労働基準部長 労働基準部長の田村でございます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長 4月1日に拝命しました。賃金室長の渡辺と申します。

よろしくお願いします。

室 長 補 佐 賃金室長補佐の井上でございます。よろしくお願いいたします。

専門監督官 専門監督官の是永と申します。よろしくお願いいたします。

副主任監督官 副主任監督官の垂水と申します。よろしくお願いいたします。

賃金指導官 よろしくお願いいたします。

賃金指導官 それでは、議事に入る前に定足数の確認です。本日は使用者代表委員の吉岡委員がご欠席ですが、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第4条第4項に基づく会議開催に必要な定足数は満たされておりますので、本会議が成立している旨ご報告いたします。

また、本会議については、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第7条第2項により、公開しておりますことを併せてご報告いたします。

それでは丸谷委員長、進行をお願いいたします。

委員長 皆様おはようございます。今年度より、この運営小委員会につきまして、別途 日程を設けて行わせていただくことになりました。初めての試みで、皆様の実質 的な議論を進めていきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

少し挨拶をさせていただきますと、本年度におきましては、いわゆる経済財政の基本方針がまだ提示されていません。そして中央としても議論がどのようになるかということは、まだ分からないところではございますけれども、本年は昨年以上にかなり厳しいです。いろいろな意味でも厳しい状況になることが見込まれますので、少し丁寧に議論をしていただきたいと、私が現在思っているところで

ございます。

委員長 それでは議事に入りたいと思います。議事2(1)の「福岡地方最低賃金審議 会運営小委員会規程(案)につきまして事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官

資料No.2をご確認ください。最初に福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営 規程の署名についての改定です。第7条をご覧ください。第1項の「議事録には」 から「に」の削除並びに「署名」を「確認」に改定するものです。

なお、改定箇所は赤文字としております。

改定理由について説明します。現行として、運営小委員会においては、議事録には会長および会長が指名した委員2人が署名を行っているところですが、今年3月に開催した本審でお諮りしたとおり、委員の皆様のご負担の軽減並びに迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることでお願いしたいと考えております。

また、ご承認いただいた場合において、施行日を本日とする旨附則を改定する というものです。

委 員 長

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。今回の趣旨は前回本審において説明されたとおりですけれども、そのことにつきましてでも結構です。また軽微なものとして「に」を省略する、削除するというものがありますけれども、こちらにつきましてご意見をいただければと思います。

各 委 員

(意見なし)

委員長

それではご意見ないということで承りたいと思います。本件につきましては、 これで承認されたということにしたいと思います。

次に議事2(2)「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改定審議】(案)」について事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官

それでは資料No.3 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改定決定審議】について説明を行います。

この要領の目的は、福岡県最低賃金の改正決定の審議に資するため、文書による意見聴取のほか、審議会の要請に基づき、県内各地域の経済動向、経営上の問題点等を県内の各地域の労・使の代表から聴取するものであります。

実施要領の項目数は昨年度と変更はございませんが、項目 6 につき、 2 点ほど 改定案を示しております。

6のオ(イ)、(オ)の人数を削除することと、6のイの配布部数についてです。 理由は今後において発表者の人数が変わる可能性を考慮することと、部数につい ては発表者や傍聴者に変動がある場合に柔軟に対応するためです。 なお、配布部数の合計に変更はございません。

委 員 長

ただ今の説明がありました事項につきまして、今のところはこの(オ)6の発表意見、聴取要領の改定ということでございますけれども、こちらにつきまして、 ご意見ご質問等ございませんか。

改正理由としましては、今後、発表者の人数変更等が予想されるためということで、ご提案させていただいているということでございます。

この点につきまして、私から少しご提案させていただきたいことがございます。 現在の経済動向に鑑み、賃上げ、物価上昇などのさまざまな状況があり、

そして今後、幅広い意見を聴取してお伺いしていくということが非常に有効であると考えております。そういったことから、幅広く意見聴取をする機会を設けたいというご提案をしたいと考えております。具体的には発表意見者を増やすという形で行うというものでいかがかということでございます。

しかしながら、もちろん時間の制約など、そして会議室の設定などの需要もございますので、そこを踏まえましての提案としたいと思うのですが、さらに具体的にはこの5ページの資料No.3の4. 意見発表者のところにつきまして、少し柔軟な対応を取られるように、先ほどでは規程改定まではしないということにしましたけれども、4. 意見発表者の取り扱いについて、少し柔軟な運用をしたいと考えているのですが、公労使の皆様に置かれまして、このことにつきまして、何かご意見ございませんか。

平井委員

すみません、1点だけ。この審議会が必要と認めるものと呼んだほうがいいのか、この人を必要とすることを、どこで承認を取るのか、少し難しいかと思いますので、会長が必要と認めるものと読むのですか。

賃金指導官

事務局といたしましては、会長のご判断を尊重しておりますので、まず会長の 方に諮らせていただきまして、それから決定させていただきたいと考えておりま すが、いかがでしょうか。

委員長

私の考え方は少し違っていまして、この規程書上は審議会が必要と認めるものという形になりますので、審議会としてオーソライズした形を取らないといけないであろうと思います。そういった意味で会長がどの程度関与するかというのは別としても、今後4. 意見発表者ア. イ. ウ. エについては、差し当たって労働者団体・使用者団体から推薦されたものをそれぞれ、審議会において承認する。そして5. 推薦手続きについては、その他公示等のような形で公募するような形でご意見をお寄せいただきたいという方を、審議会の名前で承認をするという手続きを一旦取るということになろうかと思っております。

そういった考え方で事務局としてもよろしいですか。

賃金室長 はい。

委員長 使用者側からはいかがですか。

松 本 委 員 今回わざわざ4名から人数を削った経緯で、4. 意見発表者(1)のイ. ウこれは従来からあったのですか。あったけれど使われていなかったのですか。

賃金指導官 意見発表者につきまして、ア. イ. ウ. エ. オは従来からありますので、人数 について、ア. イ. ウにつきましては変更ございません。

委員長 私の認識では、アについては労側・使側各3名ずつとして、それにプラスしてイ. ウについては、労側・使側それぞれからお一人ずつを推薦いただき、合計4名ずつを審議会で承認するという手続きが今まで取られてきたのですけれども、その手続きの中には、オのところで承認するという方を、これまでなかったところを少し活用して、広くご意見をお寄せいただける方が審議会の場で労側・使側の団体の推薦によらず、採用することができないかというのがご提案の趣旨でございます。そういった意味で後の改定で人数を削除するということです。これまでオのところがないであろうということで、規程を作られているように見えるものですから、それがより柔軟に行われるような形で2枚目のところで改定したということです。

労働基準部長 松本委員のご質問にお答えさせていただきますと、この要領につきまして去年からア.イ.ウ.エについては変えておりません。これまでも労使各4名ずつの意見発表としております。そのうちの3名につきましては、アで読んでおりました。あと労働者代表のプラス1名についてはイで読んでおりました。使用者側の1名のプラスについてはウで読んでおりました。合計ア.イ.ウで労使各4名という形になっておりまして、ア.イ.ウ.エ.オの項目はいずれも今回変更はしておりませんので、オのところについて委員長の方からご提案をいただいたとい

委員長 庄崎委員、どうぞ。

うところでございます。

委員長 私が考えているところでは、本日ここの内容につきまして、人数まで具体的に 決められたらいいのかと思うのですけれども、オのところでご意見を要請いただ くかどうかということの方向性をこの会議で決定し、そしてその受付に基づいて、これから答申をしてご意見の発表をしたいという方を募り、その方を募った後に次の本審のところで審議会としてその方を認めるかどうかということの審議をして、その際には結局労側・使側のそれぞれの4名・4名についても同時に承認をするということになるのですけれども、そういった手続きをとっていこうかと思っております。

委員長 よろしいですか。

庄崎委員 今のご説明は分かりました。これについては福岡県でされている最賃ですけれ ども、こういう取組というのは、全国的に他の県でもされたりしているのですか。

委員長 私の把握している限りでは、都道府県で結構バラバラな扱いをされているということでした。何か決まったものが全国的に統一的になるという形ではないと聞いております。

賃金室長 他県の意見発表者状況については、お時間がかかりますので、後程発表させて いただきます。

委員長はい、分かりました。 他に、この件につきまして、労側の皆様からご意見はございませんか。

小陳委員はい。

委員長 小陳委員、お願いします。

小 陳 委 員 特に意見はございません。委員長の方から言われた幅広く意見を聞く必要性も あるのではないかということ自体を否定するものではありません。ただ時間的な 都合がありますので、人数等については検討すべきかと思っております。

委員長 はい、ありがとうございます。そこでこれから答申に入るということもございますし、また会場と時間の制約ということもございます。今回初めての試みになるだろうということもありますから、意見発表者を1名にしたいと思っているのですけれども、そのあたりは皆様いかがでしょうか。

何かバランスをとって2名という考え方も成り立たないわけでもないのですけれども、今回については1名でということで考えていますけれども、よろしいでしょうか

各 委 員 (承諾)

委 員 長

はい。では1名で公示をするということで進めさせていただければと思います。 再度確認をいたしますが、今回につきましては、実施要領の項目4の意見発表 者の「オ、その他審議会が必要と認めるもの」という形で1名を公募公示の手続 きに入っていきたいと思います。

事務局としましては公示等必要な手続きをできるだけ早くしていただければと 思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高田委員

すみません、お尋ねです。例えば今回1名の公示という枠で募るとして、今後 複数名の手が上がった時に、これはどのようにして「どなたです」と決定されて いかれるのか、そこら辺りのことは決まっているのですか。

委員長

私としては、規程の読み方でも審議会が必要と認めるか否かというところで、 すべて審議会決定事項だと考えておりますけれども、そのように理解でよろしい でしょうか。

賃金指導官

事務局としても「審議会が認めた方」とあり、審議会がご判断することになると考えております。

高田委員

ただ、その前提として公示の人数を絞るかどうかの話なのですけれど、これは どうなのでしょうか。

高田委員

公示としては、このア. イは何名でもいいですという形で公示され募られて、 その上で審議会では、今回は多分1名だろうという話になるのです。

すみません。初めての試みということなので少し手続きの方があまりイメージ 付かなかったものなので、増やす発表者は1名だけれども、公示自体は不特定と いうか人数を絞らずに募るというような理解でよろしいですか。

委 員 長

いいえ1名で絞ります。最終的に決まる人は1名ですけれども、出していただく方を1人に絞るということは、こちらとしてはできない話なので、まあ広く不特定多数に公示をして何名出てきたとしても、1人しか採用しませんよというスタンスでいかざるを得ないです。

長嶋委員

1名で出して何名も来てもそれは仕方ないです。その中で数名、例えば3名来られたら審議会で1名を決めるということをしないと何名でもみたいなことをしたら1名で減っていないではないかと言われることがあります。

高田委員

1名を公募するのですか。

委員長 意見発表者として、発表される方を1名公募しますので、もちろん出していただく方は何十人、何百人来られても構わないです。来られてその方を1人だけ審議会の本審で選任するという手続きで、今年度については行きたいと思います。よろしいでしょうか。

高田委員 はい、分かりました。

委員長 それでは、先に進めさせていただきます。次に本年度にかかる事務手続きにつき確認をしたいと思います。事務局より「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改定決定審議】(案)」について改めて説明をお願いいたします。

賃金指導官 それでは、資料No.3をご覧ください。改めて変更箇所について説明します。項目の「6 意見発表者・聴取要領」について、次のとおり改定します。イ「やむを得ず当日持参する場合は、委員用 15 部、発表者用 4 部、事務局用 10 部、予備 1 部」を「やむを得ず当日持参する場合は、委員用 15 部、発表者用・報道関係・傍聴者および事務局用 15 部に変更する」。また、オ(イ)「労働者側意見発表者 4 名入室」から「4 名」を削除します。オ(オ)「使用者側意見発表者 4 名入室」から「4 名」を削除します。そして、開催日時につきましては、日程が確定した後に記載したいと考えています。

委員長 はい、ありがとうございます。以上のように改定がなされました。

なお「やむを得ず当日持参する場合は」というところ改定をしましたけれども、 原則として指示された日時までに提出をしていただいた方が事務的に賢明だとい うこともございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの事務局の説明のとおり決定し、本年度の実施要領といた します。開催日時等につきましては、日程が確定した後に記載することといたし ます。

次に議事2(3)令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案) 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】につきまして、事務局より説明を お願いいたします。

賃金指導官 それでは、資料No.4令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 (案)【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】について説明を行います。 実施要領(案)の各項目は前年度と同じ内容でございます。また、開催日時等

につきましては、日程が確定した後に記載したいと考えています。

委 員 長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんか。

各 委 員

(質問なし)

委 員 長

それでは、資料No.4の令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】につきましては(案)のとおり、 本年度の実施要領といたします。

なお、開催日時等につきましては、日程が確定した後に記載することとします。

委員長

それでは次に参ります。議事2(4)「今後の審議日程について」でございます。 事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官

はい、説明させていただきます。

資料No.5の1枚目をご覧ください。

まず1回目本審は7月5日(金)10時30分としております。

当初メールでお送りした案では、7月2日としておりましたが、改めさせていただきたいと思います。

第1回本審をこの日に提案しましたのは、皆様のご出席のご都合をもとに調整 を行ったものです。よろしくお願いします。

委 員 長

はい、ただいま事務局より提案のありました第1回本審を7月5日に実施する ことにつきましてご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員

(意見なし)

委 員 長

この時が先ほど議題になりました意見発表者の承認をするということです。 それでは第1回本審につきましては7月5日(金)10時30分より開催することといたします。

委 員 長

その次の日程を事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官

それでは、資料No.5の1枚目をご覧ください。

第1回本審にて福岡県最低賃金の改正に係る諮問が審議会で行うことになります。その後、公示を行い、第2回本審において関係労使の意見聴取を行うこととなります。事務手続きの日程を踏まえ、かつ、皆様のご都合等をもとに調整を行ったところ、第2回本審は7月23日(火)13時を提案させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委 員 長

はい、ただいまの説明につきまして、次回が7月23日(火)13時ということでご提案いただいておりますけれども、ご意見ございませんか。

各 委 員

委 員 長 はい。それでは第2回本審につきましては7月23日(火)13時から開催実施するということにいたします。

それ以降の日程につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官

はい、以後の日程は中央最低賃金審議会の目安伝達日を踏まえて、昨年度もお 示ししましたが、10月1日発効の日程を組んでみました。

- 第1案では第3回本審が7月29日の月曜日10時から
- 第1回専門部会が同日の13時から
- 第2回専門部会が7月31日の水曜日10時から
- 第3回専門部会が8月2日の金曜日の10時から
- 第4回専門部会が8月5日の月曜日10時から
- 第4回本審が同日の13時からとなっています。

しかしながら、日程が連続している箇所があることから、次ページに第2案を お示ししています。

なお、第2案は中央最低賃金審議会の目安伝達についての本審を組むことが難 しく、昨年同様、第1回専門部会での目安伝達といたしております。

- 第2案では第1回専門部会で7月29日月曜10時から
- 第3回本審が7月31日の水曜日10時から
- 第2回専門部会が同日13時から
- 第3回専門部会が8月5日の月曜10時から
- 第4回専門部会が8月8日の木曜日13時から
- 第4回本審が同日の15時からとの案としています。

委 員 長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より仮の案として2案が示されております。事務局として日程の調整していただいたところではありますが、今一度、皆様のご予定を確認していただけないでしょうか。

その後、この日程につきまして協議をしたいと思います。

委 員 長

大きく違うのは、結局 19 ページの方は、発効日が 10 月 1 日になるというスケジュール感でいき、21 ページの方は発効日が 10 月 5 日になるというスケジュール感で行くということでございます。

この間の経緯を説明いたしますと 19 ページの方では中央最低賃金審議会の目安 が発表され答申がなされるのか。

おそらく7月25日になるであろうという見込みです。早ければ24日という見 込みでございます。 それを受けて、本審・専門部会と通常は行わなければならないというところではございますけれども、各委員の出席状況等を見ますと7月29日の午後に専門部会を開催するのが、なかなか難しいという状況があるということですか。

賃金指導官 はい、そうでございます。

委員長 そこによって、少し変わってくるというところでございます。

少し事務的な話をさせていただきますと、最初の専門部会 7 月 29 日の専門部会 を午前に持っていくか、それとも午後でも良いかということが 3 つありまして、 ある程度、やはりこの問題について精通している方のご参加、ご出席をフォロー し、三者ともに揃うということが望ましいだろうということから申し上げている ところです。

要するに7月29日の午後に専門部会を持ってくると、新任の方だけになってしまうというところが労使いずれかに発生してしまうということがございまして、 それを避けたいという日程になっているということでございます。

それがクリアできるのであれば、10月1日発効の19ページのスケジュール感で行けるのではないかというところでございます。

松本委員は要するに7月29日の午後が難しいということですか。

松 本 委 員 第1案のスケジュールでは、専門部会が続いているので、使用者側としては検 討の時間ができないので、丁寧な審議のためにも調整していただきたいと思いま す。

委 員 長

わかりました。それでは基本的な考え方としましては、先ほど松本委員からも ご発言がございましたように、私は基本的な考え方として本日冒頭に申し上げま したように、経済消費の状況が非常に混迷を極めているというところの中で、経 済財政諮問の基本方針がどうなるかは見込めず、なかなか厳しいものが出るであ ろうと考えています。さらに中央最低賃金審議会がどのような目安を出すかとい うことが、現在としては見えない状況であります中で、10月1日発効を目指すと いうのは基本的な方針なのですが、本年度に関しては、10月1日発効を死守する というのはかなり難しいであろうと考えております。そういったことから、昨年 度も申し上げましたけれども、公労使の各委員が丁寧かつ慎重にご意見をいただ き、そして、十分に意見交換ができるという機会を設けることが必要だというこ とを考えますと、少なくとも金額審議の開催にあたっては、連続は必ず避けると いうことをしたいと思います。少なくとも、それでもやはり日程的にかなり厳し いということもございますので最低1日は空けたい。2日空けるのはかなり厳し いことであると思います。もちろん。皆様方が出身母体のところでどのような説 明をして、審議をされるかということもあるとは思いますけれども、1日は必ず 開けたいと考えております。

この1日というのは営業日という理解でよろしいですか。可能な限り営業日ということでいかかですか。

庄 崎 委 員 普通、審議の流れでいけば営業日ということです。

委員長

そうしますと、金曜日の次が月曜日というのはできるだけ避けるということにはなろうかと思うのですが、現在 19 ページと 21 ページの方をご覧いただくと、その金曜日の次に月曜日というのが 19 ページに入っていますが、8月2日の次が8月5日入っています。そして 21 ページの方は、そのような形にはなっていないということなのですが、先ほどの原則のお話からしますと、21 ページの 10月5日発効というものになるかとは思いますが、皆様その辺ご意見いかがでしょうか。

少し現実的な話をしないと、この話は進まないので、可能な限りこの領域のご 意見を了解しておられて、審議に参加できるという方が必ず参加していただき、 そして、出身母体での協議を経てということからすると、第2案21ページの方が 望ましいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 はい、小陳委員。

小陳委員

1つは、10月1日発効というのは、この間努力をして、そこを目指すということで取り組んできた3者のそれぞれの努力により確立してきた1つのルールだと思いますので、10月1発効を目指すという姿勢自体は、私どもとしてもそれを変えることはできないと思っております。片や3者による十分な審議の必要性というものは昨年も議論してきたところで、そのこと自体を私ども否定するものではございません。

ただ、今回発効日をずらさざるを得なくなると、もう3年連続で、多分過去2回もずらしてきて目安の出るタイミングなどにも左右されながらで、もう3年続けてとなると、10月1日という基本が、ないがしろになってしまう懸念も私たちとしては考えるところです。

10月1日は基本的に変えない。そして、地方における十分な審議を確保するということで言うと、目安そのものをやはり早めてもらわないとなかなか難しいのではないかと思っております。

今年、早めてほしいところではあるのですが、少なくとも 10 月 1 日は原則として目指そうというところで、十分な地方の審議は確保していこうとなりましたら、目安は早めてもらえないかということを福岡の審議会として中央の方に発信していくべきではないであろうかと思っております。

他の都道府県を見るといろいろなやり方で、10月1日に結構多くのところが間に合わせているようなところもありますので、福岡だけの意見で変わるのかは分かりませんが、ただ大事なところを福岡として、しっかりとしていくということは必要なのではないかと思っております。

それから加えまして、少し蛇足になりますが10月1日という発効日を延ばしてでも慎重で、十分な審議の時間を確保するという判断を行うのであれば、やはりその審議の中身が問われることになるのであろうと思っております。十分な審議をするということで延ばすということであれば、そういう責任を私たちは負うことになるのであろうと思いますので、労働者委員としてもしっかりと充実した審議につながるような、もし日程により発効日をずらすという判断をするのであれば、より一つ、しっかりとした議論をしていかなければいけないと思います。

これは公労使それぞれの皆様のご協力もお願いをしていないといけないことではないであろうかと思っております。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまのご意見は10月1日というのを原則とし、そして、それが実現できるように中央最低賃金審議会に対して意見を申していくことが、非常に重要であるということを基本な姿勢としつつも、やはり丁寧な議論をするためにはやむを得ない場合もあるとご理解してよろしいですか。

小 陳 委 員 そこは、否定すべきでないということです。

委員長 ありがとうございます。

昨年度の状況を見ますと、おそらく 10 月 1 日発効になった都道府県はあまりなかったです。昨年の目安の送信を資料で拝見しますと 7 月 28 日になっていて、しかもこれが金曜日でしたので、それから出発していったという事情があり、私の記憶では 10 月半ば以降に発効という届けも少なくなかったのではないかという記憶がなんとなくあります。

労働基準部長

九州各県を見ますと、10月1日発効というのは1つもございません。特に佐賀・長崎などは10月13日、14日に発効するところもありました。

ただ、他の都道府県をみますと10月1日というところも半数近くはあります。 他県の審議状況を見ますと連続日程というところも結構多いです。今、労側委 員の方がお話されましたけれど、もう3回連続とか、あるいは3回で終わるとこ ろもあります。

委員長 はい、ありがとうございます。

あくまでも他県のことは参考程度ということがあって、本県は本県独自に納得のいく審議をしていくということが非常に重要だと考えております。そういった意味からしますと、19ページの1案と 21ページの2案につきまして、いかがいたしましょうか。ここで採決をするという形がよろしいですか。

(公・労・使の委員と事務局による日程調整)

委員長 ご報告いたします。少し日程がずれていますが上から行きます。

第3回本審が7月29日10時

第1回専門部会は7月29日13時

第2回専門部会が7月31日10時

第3回専門部会が8月5日10時

第4回専門部会が8月8日10時

第4回本審が8月9日10時、以上になります。よろしいですか。

ご確認いただけましたでしょうか。

賃金室長 はい、確認いたしました。

平井委員 その日程では、異議審がずれたりしませんか。

委員長 異議審はずれます。

後のスケジュールにつきましては、事務局の方でご確認いただきまして、できるだけ早くご案内いただきますようによろしくお願いいたします。

よろしいですか。

各 委 員 (承諾)

賃 金 室 長 はい、委員長よろしいでしょうか。

第3回本審の方ですが、時間を少し要するかと思われます。

委員長 そうですか。たくさん資料をお話するということでしたか。

労働基準部長

7月29日は午前中10時からの第3回本審ですが、目安の伝達ができることと、あとは、特賃の改正必要性の諮問を合わせて行わせていただきたいと思いますので、第2案で7月31日の午前中に入れていた本審の行事を7月29日にさせていただきたいと思います。多少時間が何分かはみ出るかもしれません。

ご了解いただければと思います。

委員長 はい、分かりました。お手数おかけしますけども事務局にはよろしくお願いします。少し仕方がない日程になってしまい申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

それでは、答申のための本審までの日程は、先ほどご説明いたしましたとおり の日程として実施いたしたいと思います。 次にそれ以降の日程につきまして、事務局からもし今分かるようであれば説明 お願いいたします。

賃金指導官

では8月9日以降について、第4回本審の日程が8月9日10時からと決定されたので、その後の日程についてご提案をします。

特定最低賃金の労使意見聴取、特定最低賃金の改正の必要の有無の答申を行う 第5回本審を8月21日13時からとし、福岡県最低賃金の異議審にかかる第6回 本審を8月27日10時からとします。それから第1回特定最低賃金専門部会合同 会議を9月13日金曜日13時からとすることでいかがでしょうか。

平井委員

これは第4回本審の日程がずれても、異議審の日程はそのままでいいのですか。

委員長

21ページの8月9日以降の日程は全部これでよろしいですか。

もう一度確認をいたします。特定最低賃金の労使意見徴収特定最低賃金の改正 の必要性の部分の答申を行います。第5回本審は8月21日13時から行います。

第6回本審の異議審を行いますが、8月27日10時に行います。

第1回特定最低賃金専門部会合同会議を9月13日金曜日13時ということになりましたのでよろしくお願いします。

以上のとおりでございますので、予定のほどお願いいたします。

委 員 長

再度、確定した日程をお知らせしていただいてもよろしいですか?

賃金指導官

はい申し上げます。7月5日9時30分から公益代表委員会議を行います。

第1回本審が7月5日10時30分から

第1回専門部会が7月29日13時から

第2回専門部会が7月31日10時から

第3回専門部会が8月5日10時から

第4回専門部会が8月8日10時から

第4回本審が8月9日10時から

第5回本審が8月21日13時から

第6回本審が8月27日10時から

第1回特定最低賃金専門部会合同会議9月13日13時からということでよろしいでしょうか。

委 員 長

はい、どうもありがとうございます。

以上につきまして、また改めてメールなどでご連絡をいただけるかと思います ので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に議事2(5)その他についてですが何かございますか。 皆様よろしいでしょうか。

各 委 員

(意見なし)

委 員 長

私からお願いがありますが、これから地賃にかかる資料作成に入られると思うのですけれども、それぞれ三要素に関わって、三要素ごとに資料を作られておられますけれども、これに関しまして前回の本審で松本委員からご意見ありましたように、いろいろなデータを上げていただきたいと思っています。

これまでのデータだけにとらわれず、基本的に客観的なものをだけを使いたい と思っています。情報等がございましたら事務局までお寄せいただければという ことでよろしくお願いします。

どれを採用するかというのは、またこちらの方で考えさせていただきたいと思いますが、できるだけデータを上げていただきたいということでございます。

それに関わって、審議をする際にその資料を拝見することが多いのですが、通 し番号を毎回資料に振っていただけませんか?

いついつの何ページと言われても、後で本当に分からなくなるので本当に面倒だと思うのですけれど、すべてについて通し番号を振っていただきたいと思います。

枝番を付けていただいても結構ですので、何月何日の何番とかで結構ですので 付けていただくとすごく助かります。すみませんお手数ですがお願いいたします。 この件につきまして、何か皆様からはよろしいですか。

各 委 員

(意見なし)

委員長では、事務局から何かありますでしょうか?

賃金室長

先ほどの山口その他九州、沖縄各県の意見聴取の動向を確認いたしました。

この年度予定も含めて、ほぼ意見聴取を複数名で予定しているということで従 前から意見聴取を複数で審議でも発表させているという回答をしていただいてお ります。

委 員 長

本年度におきまして意見聴取につきましては、少し例年とは違う取り扱いを行っていこうということでございました。

すみません、どうもありがとうございます。

委 員 長 本日は、これにて終了したいと思います。 はい、どうぞ。

労働基準部長

10月1日発効に関しまして、労側の委員の方から少し意見がありました。いわゆる中央最低賃金審議会に対して、目安をもっと早く出すということの要望についてご意見があったのですが、これにつきまして例えば審議会の方からご意見を言う、いわゆる中央に意見を言うことにつきましては、今回の専門部会が終わり、答申が終わった段階で10月1日発効とならないことが確定しますので、その段階でその要望書を出すということでよろしいでしょうか。

今の段階から、そんな遅い目安の予定では困るということではなく、実際に終わってからのタイミングで出しますか。それとも今のうちから会長名で出しますか。どういたしましょうか。という状況です。

委 員 長

終わってからはありませんので、おそらく答申をする際に、こういう見解なのか分かりませんけれども、中央に対してこういう形で意見するという、付けて出すということはあってもよろしいかと思いますが、それについても地賃の審議がすべて終了して、本審が終わった後で今回はそういうことになるかもしれないということをお含みの上で行いたいと思います。

ありがとうございます。

委員長

事務局から他によろしいでしょうか。

それでは、先ほど福岡地方最低賃金審議会の運営小委員会の規程の改正をいた しましたので、本日の議事録を確定させる必要がございます。

この議事録に対しての確認です。今回から新しい手続きになりますが、

確認を

労働者代表委員 小陳委員

使用者代表委員 松本委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小陳委員松本委員

(承諾)

委 員 長

はい、ありがとうございます。それではこれを持ちまして、本日の運営小委員 会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。